

税務調査のポイント

注目トピックス

01 | 税務調査のポイント

税務調査のポイントは、売上・売上原価・人件費・特別損益の4つだけと言っても過言ではありません。これらの項目のうち、売上について調査でよく問題になる点を説明します。

特集

02 | 住民税システムにトラブル発生

給与支払報告書や償却資産申告書の提出期限である1月末に、地方税の電子申告システムにトラブルが発生し、影響が懸念されています。

03 | ウエスチングハウス社が破産法申請

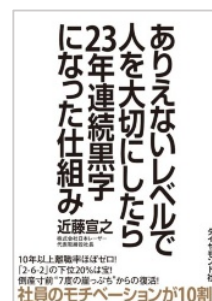
東芝のアメリカ子会社であるウエスチングハウス社が破産法に基づく破産の申し立てを行いました。破産の申し立てと貸倒損失との関係についてみていきたいと思います。

話題のビジネス書をナメ読み

04 | ありえないレベルで人を大切にしたら

23年連続黒字になった仕組み(ダイヤモンド社)

本書は株式会社日本レーザー代表の著作です。「社員のモチベーション」に注力した経営方針で注目を浴びており、「日本でいちばん大切にしたい会社」大賞の「中小企業庁長官賞」を受賞しています。社長が本気で社員を大切にすることは、どういった効果について事例を踏まえて解説されています。



税務調査のポイント

税務調査のポイントは、売上・売上原価・人件費・特別損益の4つだけと言っても過言ではありません。これらの項目のうち、売上について調査で問題になる点を説明します。

はじめに

税務調査の際、調査官に重点的に見られる項目は売上・売上原価・人件費・特別損益が中心です。なぜなら、これらの項目は他の項目に比べて金額が大きくなることが多いからです。

金額の大きい項目に注意

税務調査は、基本的に本来支払われるべきであるにもかかわらず、支払われなかった税金を徴収するために行われています。このため、少ない労力で最大限の成果を上げるためには、どうしても金額の大きな項目を中心にチェックをする必要があります。

こういう意味で、納税者側で金額が大きい、前述した4つの項目に的を絞って、それを深く検討するというスタンスで行われる税務調査が非常に多く見られます。

過去に税務調査を経験されたことがある方ならわかると思いますが、販管費の水道光熱費や通信費などが調査のポイントとなることはまずありません。

また、交際費や減価償却費、修繕費など税務上重要とされている項目についても、意外にもほとんど問題にならないケースが少なくありません。圧倒的に指摘事項が多い4つの項目の中にある「売上」、このチェックポイントはどのような箇所なのでしょう。

売上のチェックポイント

売上で調査されるのは、次の2点です。

- ① 売上の計上もれ
- ② 売上の計上時期のズレ

まず、①売上の計上もれですが、これは納税者が意図的に売上を抜いているケースがとて多いです。飲食店など現金商売を行っている納税者に多いですが、実際には現金が入ってきているにも関わらず、これを売上として計上せず自分のポケットに入れてしまうと売上の計上もれとして指摘を受けることになります。

この場合、重加算税という非常に重いペナルティが課される可能性が極めて高くなりますので注意が必要です。

調査官が調査対象となる飲食店を事前に客として何度か訪問する、ということはよく言われます。その際に調査官が支払った金額が売上として計上されているかどうかで、売上を抜いていないかチェックするわけです。

次に、②売上の計上時期のズレ、いわゆる期ズレです。こちらは納税者が意図的にやっているというよりは単純な認識のミスにより指摘されることが多いように思います。売上の締め日が月末になっていない（例えば25日締め等の）場合、締め日後の売上であっても月末までの売上は全て売上として計上しなければなりません。

この認識がなく、締め日までの売上しか計上していないような場合に売上の期ズレを指摘されることになります。締め日後の売上については、最終的には次の事業年度の売上に計上されるためあくまで計上時期のズレに過ぎないのですが、調査官は期ズレの指摘を好みますので、決算月の締め日後の売上については気をつける必要があります。

また意図的でなければ重加算税が課されることはありませんが、過少申告加算税や延滞税といったペナルティは課せられますので、期ズレだからと気を緩めずに日頃からのきっちりとした経理処理が求められます。

住民税システムに トラブル発生

給与支払報告書や償却資産申告書の提出期限である1月末に、地方税の電子申告システムにトラブルが発生し、影響が懸念されています。

はじめに

1月末、地方税の電子申告システムに障害が発生し、地方公共団体に対する申告が受理されていない可能性があるため、各企業は自社の申告が受理されているかどうか確認しておいた方がよいかもしれません。

1月末にトラブル発生



各企業は、毎年1月末までに、その前年1年間に各従業員に対して支払った給与及び賞与の金額を給与支払報告書という形で地方公共団体に報告する必要があります。この給与支払報告書に基づいて、地方公共団体は各人の住民税額を計算し、毎月のお給料から天引きするよう各企業に求めます。

給与支払報告書は、企業の所在地ではなく、各従業員の住所地の地方公共団体に提出しなければなりません。そのため、各従業員の住所地が複数あるような場合には、提出先も複数となり、事務手続きが煩雑になりがちです。

近年では電子申告によって給与支払報告書を提出する企業が増えてきています。電子申告をすれば、いちいちデータを印刷し、提出先に郵送する必要がないためです。

しかし、今年1月末に地方税の電子申告システムである「eLTAX」にトラブルが発生し、提出したデータが受理されないという事例が多々ありました。

近年電子申告を行う企業が増加していることから、提出期限である1月末にアクセスが集中してしまったことがトラブルの原因と考えられているようです。

データが受理されたと勘違いしている企業も

給与支払報告書データの地方公共団体への送信が完了したとしても、今回のシステムトラブルによりその送信されたデータが地方公共団体側で受理されていない可能性があります。データが地方公共団体側で受理されていない場合、各企業が再度電子申告をしなければなりません。既に申告が完了したと勘違いしてしまっているということも考えられます。

各企業がそれに気づかず再申告の手続きが遅れてしまった場合、地方公共団体での手続きが遅れてしまい、本来6月から12回にわたって徴収される住民税を12回より少ない回数で徴収しなければならなくなる可能性があります。

この場合であっても1年間で支払う住民税の総額に影響はありませんが、より少ない回数で徴収するとなると1回当たりの徴収金額は大きくなりすぎるを得ないため、従業員としては毎月の手取り額が大きく変動してしまいます。

このようなことにならないためにも、できるだけ早い段階で提出先の地方公共団体に申告したデータが受理されているかどうかを確認すべきかと思います。給与支払報告書及び住民税の特別徴収についてのご相談は、当事務所までお気軽にお問い合わせください。

ウエスチングハウス社 が破産法申請

東芝のアメリカ子会社であるウエスチングハウス社が破産法に基づく破産の申し立てを行いました。破産の申し立てと貸倒損失との関係についてみていきたいと思います。

はじめに

取引先が破産の申し立てを行い、所有する受取手形や売掛金を回収できないというケースはよくあります。

ただし、法人税法上、これを貸倒損失として処理するのは、なかなか簡単ではありません。

ウエスチングハウス社が破産法申請

東芝は、3月29日アメリカ子会社であるウエスチングハウス社が破産法11条の申請を行ったと発表しました。

この破産法はアメリカでの法律であり、破産法11条は日本でいう民事再生法に相当するようです。

民事再生法とは、経営危機に陥った企業の倒産手続きをスムーズに進め、いち早く経営再建へ注力できるようにした法律です。

最近では、航空会社のスカイマークがこの民事再生法を適用しました。日本航空（JAL）が適用した会社更生法は、より債権額や債権者が多い大規模なケースで適用されます。

日本での倒産手続きとしては、再建型として民事再生法に基づく再生手続きと会社更生法に基づく更生手続き、清算型として破産法に基づく破産手続きと会社法に基づく特別清算手続きがあります。

中小企業の倒産手続き

会社更生法や民事再生法による倒産手続きというのは、中小企業の間ではなかなか見られません。中小企業の倒産手

続きで最も多いのは、破産法による破産手続きかと思えます。

破産者から依頼を受けた弁護士経由で「破産手続き開始等の通知書」や「受任通知」が送られてきた経験を持つ会社も少なくないのではないのでしょうか。通常、破産手続きを開始した会社に対する債権はほとんど回収が見込めないことが多いです。

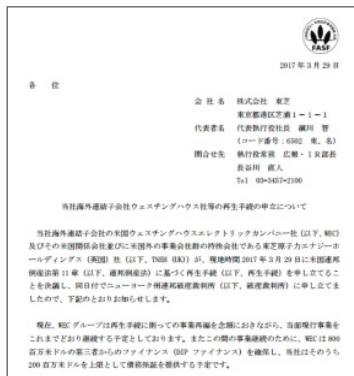
しかし、少しとはいえ回収の見込みがあると考えられるため、破産手続きが開始された段階においては、法人税法上は貸倒損失の計上が認められません。

法人税法上、この段階において認められるのは貸倒引当金を債権額の50%相当額計上することだけです。

破産手続きの終了パターンとして最も多いのは破産手続きの廃止だと思われます。破産手続きの廃止とは、破産手続きにおいて破産者の精算が完了する前に破産手続きを終了させることをいいます。要は、債務を弁済するだけの財産がないため破産手続きを終結せざるを得ないという状況です。

破産手続きの廃止決定が行われると、その時点でようやく、法人税法上、貸倒損失の計上が認められることとなります。破産手続き開始決定の段階では、可能性としては低くても債権回収の可能性がありますでしたが、破産手続き廃止決定の段階になると債権回収をできないことが明らかとなるためです。

貸倒損失や貸倒引当金の設定についてのご質問は、当事務所までお問い合わせください。



ありえないレベルで人を大切にしたら 23 年連続黒字になった仕組み

近藤 宣之 著

単行本：268 ページ

出版：ダイヤモンド社

価格：1,500 円（税抜）

はじめに

タイトルがとてもしゃちな本書は、現役の経営者が幾度となく経験した危機を経て、株式会社日本レーザーを再建した話が書かれています。ありがちな成功体験談とは一線を画し、具体的な取り組み方法やノウハウについても詳しく解説されています。ありえないレベルで人を大切にするとはどういうことなのでしょう。



るため、社員の仕事に対する自覚、責任、当事者意識が芽生えたと筆者は説明しています。

会社が伸びる「たったひとつの方法」

さまざまな経営に関するノウハウが世の中に溢れています。が、筆者はこのように断言しています。

『人を大切にする経営』の実践こそ、会社を再建・成長させるたったひとつの方法である」ということです。人を大切にして、社員のモチベーションを上げない限り、会社を発展させることはできません。つまり、モチベーションが 9 割ではなく、10 割なのです！

亡くなった社員の子の面倒を見る

「働く人にとって強くて優しい会社」を紹介するエピソードとして、経営幹部だった中国出身の女性社員がガンにより 42 歳で早逝された後、今でも 8 歳の息子が会社に週一度来て母親が使っていたデスクで自習をしたり、社員が勉強を教えたりしているそうです。

その他にも、以下のような事例があります。

- ・ 社員 55 人の社員数に対して年間述べ 50 人が海外出張・海外視察をしている
- ・ 70 歳まで再雇用できる
- ・ 笑顔を能力と捉え最高で月額 2 万円を支給している

こういう取り組みも「23 年間連続黒字」「10 年以上離職率ほぼゼロ」の要因のひとつだといえます。

社員全員が株主

日本レーザーは親会社から独立した経緯があります。2007 年、MEBO（経営者と社員が一体になって行う M&A）の結果、社員全員が株主という会社ができました。

その後、親会社がなくなったため、親会社の利益を優先されることがなくなり、フォーカスする点も市場から人へ変えることができました。そして何より、「社員=株主」であ

「会社は、雇用を守るために存在する」と明言する言葉はキレイ事ではなく、本気だと容易に想像できます。

どんな理由があっても「赤字は犯罪」

日本レーザーにとっての利益は「雇用を確保するための手段」です。雇用を守り社員の自己成長の機会を提供し続けるために、赤字は犯罪であると意識し、どんな経営環境でも利益を出す必要があると解説しています。

社長の笑顔

筆者の信条のひとつに次の言葉があります。

良い報告は笑顔で聞く。トラブルなどの悪い報告は、もっと笑顔で聞く

「ありえないレベルで人を大切にする」とは、社員を甘やかすという意味ではなく、社長が覚悟を決め、本気になることで、その熱量を社員に伝えていくということからはじまります。人が育つために自律と成果を求めることこそが社員を大切にする最短距離だということが腑に落ちる一冊です。